

平成27年8月13日  
滋賀労働局  
労働基準部健康安全課  
(担当)課長 小林  
077(522)6650  
全国健康保険協会滋賀支部  
企画総務グループ  
(担当・内線)リーダー 南部(105)  
(企画総務グループ直通)  
077(522)1103

## 滋賀労働局と協会けんぽ滋賀支部が 「働く人の健康づくりの推進のための連携に関する協定書」を 締結します

～ 全国で2番目 近畿で初 ～

滋賀労働局と全国健康保険協会(協会けんぽ)滋賀支部は、協会けんぽの加入者(労働者)の健康づくりを一層促進することを目的として、加入事業所と加入者による取組みを連携して推進するため、平成27年8月20日に「働く人の健康づくりの推進のための連携に関する協定書」を締結します。

### 【連携の内容】

- 事業所健診データの提供の促進に関すること
- 健康の保持増進に関する周知啓発資料の配布など広報事業に関すること
- メンタルヘルス対策支援など保健事業に関すること
- その他、健康の保持増進を図るために必要な事項に関すること

### ◆ 「働く人の健康づくりの推進のための連携に関する協定書」の締結式を行います

- 日 時:平成27年8月20日(木)10:00～10:30
- 場 所:滋賀労働局 御幸庁舎(大津市御幸町6-6)
- 出席者:滋賀労働局長 辻 知之

全国健康保険協会(協会けんぽ)滋賀支部長 若林 善文

### ◆ ぜひ、取材にお越しく下さい。

## 連携・協力事項

(「働く人の健康づくりの推進のための連携に関する協定書」第2条関連)

### 事業所健診データの提供の促進に関すること

- ◆ 平成20年4月から、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、医療保険者に「特定健康審査・特定保健指導」の実施が義務付けられました。
- ◆ この「特定健康診査・特定保健指導」には目標値が設定され、実施率によっては、健康保険料が上昇する恐れがあります。事業主様が労働安全衛生法に基づき実施される定期健康診断の結果（以下、事業所健診データ）を医療保険者にご提供いただきますと、「特定健康診査」の実施件数に含むことができます。
- ◆ 協会けんぽの加入事業所から協会けんぽへ事業所健診データをご提供いただきますと、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導（別紙参照）を無料でご利用いただくことができます。
- ◆ 特定保健指導を受けることにより、労働者の健康の保持増進や作業関連疾患である脳・心臓疾患の防止につながり、労災給付や医療費の抑制効果も期待されます。
- ◆ これらのことから、事業主様に対し、「事業所健診データ」を協会けんぽへご提供いただき、さらに職場における健康管理や有所見率の改善のため、協会けんぽが実施する特定保健指導のご利用をお願いしております。

※（連携の方法は別紙「連携の事例（案）」のとおり）

### メンタルヘルス対策支援など保健事業に関すること

- ◆ 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、労働者自身のストレスへの気付きを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるため、平成27年12月1日から従業員50人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けられました（50人未満の事業場は当分の間努力義務）。
- ◆ 職場でのメンタルヘルスの不調を予防することは、企業の活力や生産性のアップにつながります。従業員一人一人のメンタルヘルス対策について意識を高め、職場での健康維持・増進への取組みを推進します。
- ◆ 協会けんぽ独自の取組みとして、7月より加入事業所を対象にメンタルヘルス対策と糖尿病対策と合わせて健康講座を実施しております。

# 連携の事例（案）

（メリット）  
健診データの入手により保健指導などを行え、医療費抑制効果が期待される

協会けんぽ  
滋賀支部

②事業所健診データが非提供の事業所リストを共有

協定に基づく守秘義務により  
情報共有が可能に

滋賀労働局  
各労働基準監督署

①事業所健診データの提供依頼  
（協会けんぽ→企業）

③'事業所データを活用して被保険者に保健指導など  
（協会けんぽ→被保険者）

（メリット）  
・協会けんぽによる保健指導が行われ、安衛法で規定する保健指導が促進される  
・データ非提供の場合、健診自体が未実施の可能性も（未実施の是正が期待される）

②'事業所データ提供【義務】  
（企業→協会けんぽ）

③健診実施の徹底&協会けんぽへの事業所データ提供を勧奨

「労働安全衛生法」では、事業主に次を求めている：  
・常時使用する労働者に対して、年1回の一般健康診断（義務）  
・健康診断の結果、特に必要がある労働者に対して、保健指導（努力医務）

双方から事業主に健診実施・データ提供を求めることにより  
事業主への働きかけが一層  
効率的・効果的に

企業（事業主）

被保険者  
（労働者）

「高齢者の医療の確保に関する法律」では、保険者（協会けんぽ等）から求めがあったときは、事業主は、労働安全衛生法の健診データを提供することが義務づけられている（①→②'）

## 脳・心臓疾患や精神障害などの労災認定状況

疾病には、職場と職場以外の双方に要因があるものがあり、世界保健機関（WHO）は、これを「作業関連疾患」と呼んでいます。

作業関連疾患の代表的なものとして、脳・心臓疾患や精神障害があり、労災認定状況は次の通りとなっています。

滋賀労働局では、作業関連疾患を防止するため、事業場に対して職場環境の改善の指導を強化していますが、より効果的に防止するためには、**職場の要因だけでなく、本人の生活習慣など職場以外の要因にも対策を講じていくことが重要です。**

図1 脳・心臓疾患の労災認定状況（滋賀県）

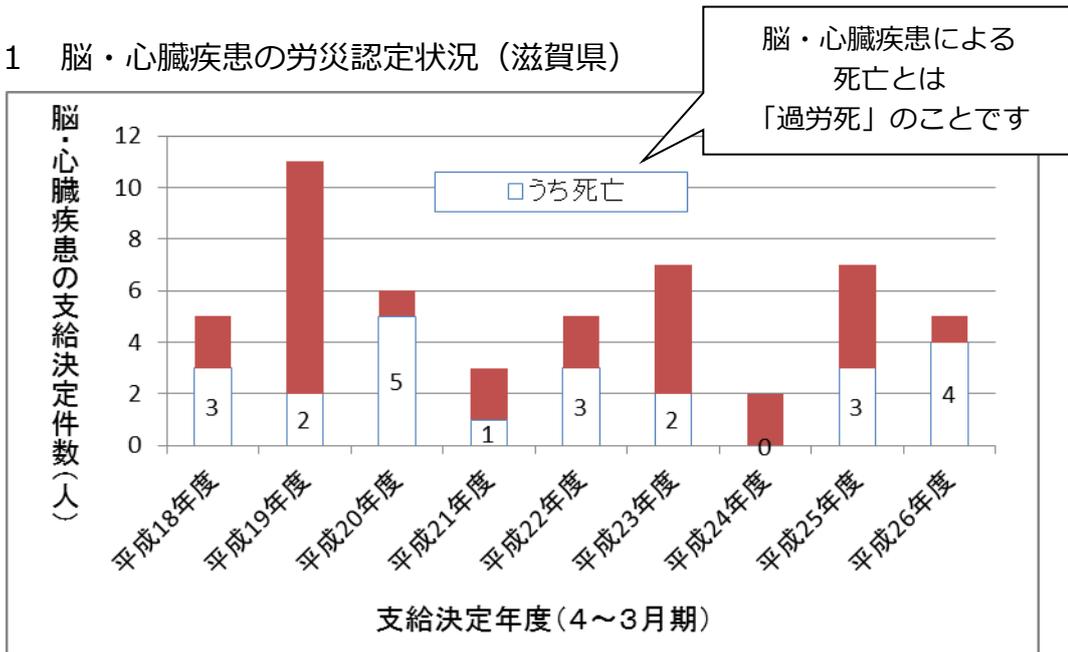
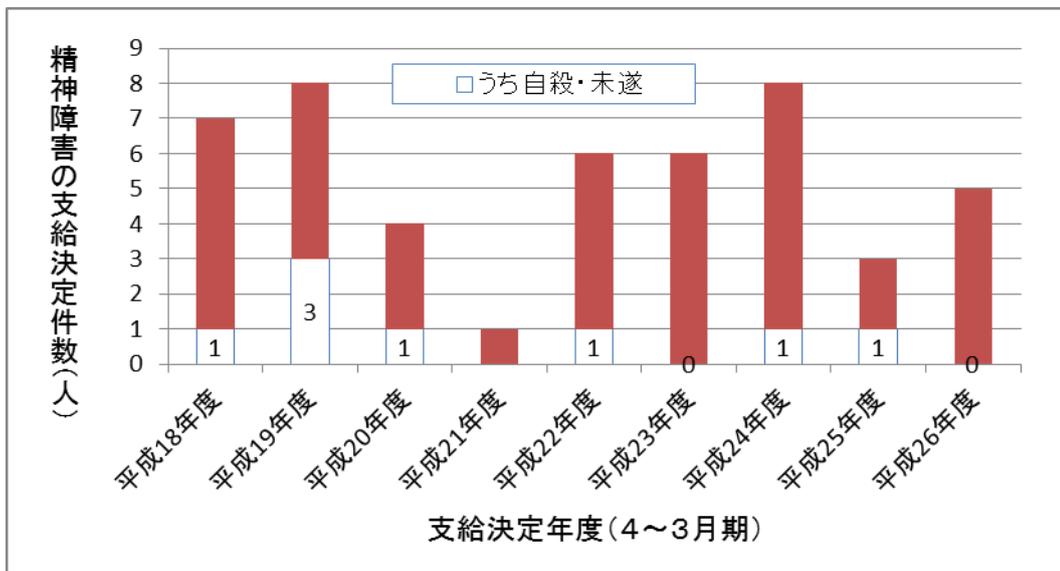
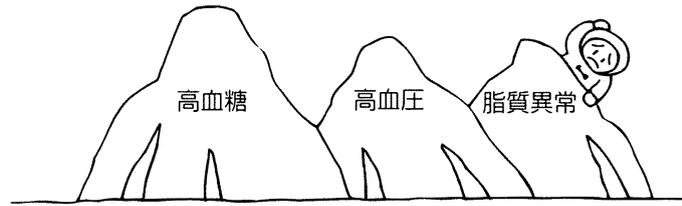


図2 精神障害の労災認定状況（滋賀県）



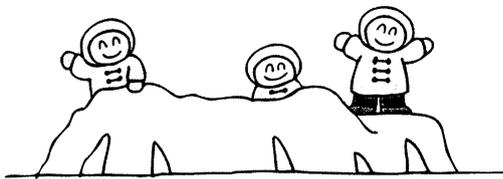
(滋賀労働局作成)

## メタボリックシンドロームとは一つの冰山



内臓肥満  
メタボリックシンドローム  
(代謝機能の不調)

生活習慣の改善  
運動習慣の徹底  
食生活の改善  
禁煙



冰山全体が縮んだ!

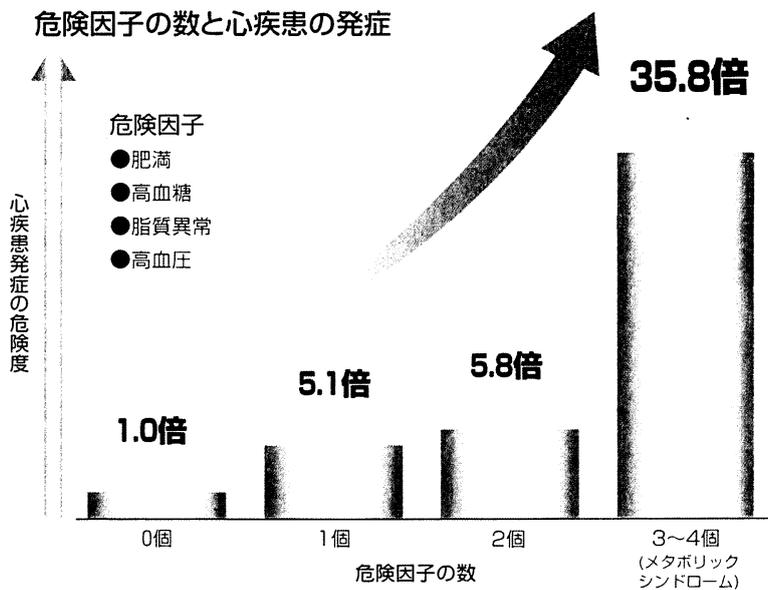


個々の薬で1つの山だけ  
削っても、他の疾患は  
改善されない

### 生活習慣病の発症・重症化予防

- 高血糖・高血圧・脂質異常症、内臓肥満などは別々に進行するのではなく「一つの冰山(メタボリックシンドローム)」から水面上に出たいくつかの山のような状態
- 投薬(例えば血糖を下げるクスリ)だけでは水面上に出た「冰山の一つの山を削る」だけ
- 根本的には運動習慣の徹底と食生活などの生活習慣の改善により「冰山全体を縮小する」ことが必要

### 危険因子の数と心疾患の発症



要素が多いほど、動脈硬化の危険性も高まる

左記のグラフはメタボリックシンドロームの個々の要素の重症度にかかわらず、要素の数が増えるほど、心臓病の危険が高まることを示しています。

健診の結果からメタボリックシンドロームと判定され方へ

**無料**

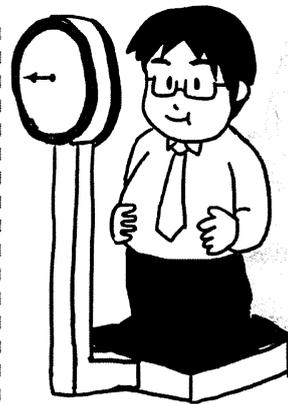
今は無症状かもしれませんが、このまま今の状態を放っておくと大変危険です！、、、しかし、**特定保健指導**を受けて生活習慣を改善することで、今からでも病気の発症を予防することができます！

### メタボシンドロームは怖い

今の自覚症状は「ちょっと太ってきたかなあ」「ズボンがきつくなってきたなあ」「息切れがするなあ」というささいなことだけかもしれません。

しかし、この状態は、心筋梗塞や脳梗塞の原因となる動脈硬化を急速に進行させていきます。これらの病気を発症してしまうと、医療費だけでなく、休職しなければならない等、収入にも影響がでるおそれがあります。

また、日本人の死因について、3人に2人はメタボリックシンドロームから起因する生活習慣病であるといわれています。



## 特定保健指導を受けましょう！

### 特定保健指導って？

健診（特定健康診査）を受けた後に、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことです。健診結果をもとに、皆様ご自身の健康状態を把握しながら、よりイキイキとした毎日を送られるように保健師・管理栄養士がサポートさせていただきます。

対象になられた方は是非この機会を通じて、ご自身の「健康」について考えなおしてみませんか！あなたは、対象者ですか？裏面で確認してみましょう。

### こんなメリットがあります

- ・ 健診結果を正しく理解し・自分の健康状態を把握することができます。
- ・ 生活習慣の改善点を発見し、ライフスタイルにあった改善策をご提案します。
- ・ 健康的な生活習慣が身につきます。
- ・ 特定保健指導を継続して受けた場合、心臓病や脳梗塞などの生活習慣病の発症リスクを減少させることができます。

詳しくは裏面へ

お問い合わせ



全国健康保険協会滋賀支部 保健グループ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階 TEL.077-522-1113

# あなたはどちらの支援の対象ですか？

スタート

はい →

いいえ →

腹囲が 男性85 cm以上  
女性90 cm以上 ある

BMIが25以上ある  
BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

## 危険因子

右記の3つの  
危険因子の数が

2つ以上

1つ

## 危険因子

右記の3つの  
危険因子の数が

3つ

2つ

1つ

## 3つの危険因子

### 血糖

空腹時血糖 100mg/dl以上 または、  
HbA1c 5.6%以上

### 脂質

中性脂肪 150mg/dl以上 または、  
HDLコレステロール 40mg/dl未満

### 血圧

収縮期 130mmHg以上 または、  
拡張期 85mmHg以上

喫煙歴：現在も習慣的に吸っている

## 積極的支援

今の状態を放置していると血管の動脈硬化が進み、糖尿病などの生活習慣病を引き起こす可能性が、かなり高まっていることが推測できます！

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行を続けられるように保健師・管理栄養士が継続的にサポートいたします。

※積極的支援に該当された方でも、65歳以上75歳未満の方は、動機付け支援の該当になります。

## 動機付け支援

今の状態を放置していると血管の動脈硬化が進み、糖尿病などの生活習慣病を引き起こす可能性が出ています！

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行に移せるようなきっかけ作りを、保健師・管理栄養士がお手伝いします。

今から生活習慣を見直すことにより、生活習慣病の発症リスクを抑えることができます！当協会から順次、お勤めの会社を通じてご案内させていただいておりますが、個別にご希望の場合は下記までお問い合わせをお願いします。

全国健康保険協会滋賀支部 保健グループ TEL077-522-1113

## 働く人の健康づくりの推進のための連携に関する協定書

滋賀労働局（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会滋賀支部（以下、「乙」という。）は、加入事業所（乙が管掌する健康保険の適用事業所をいう。以下、同じ。）に使用される加入者（乙が管掌する健康保険の被保険者及び被保険者に扶養されている被扶養者をいう。以下、同じ。）の健康づくりを一層推進するため、相互の連携・協力について次の通り協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、労働者である加入者の健康の保持増進のための加入事業所及び加入者による取組を促進するに当たり、相互に連携・協力すべき事項を明確化するとともに、共有する情報の保護に関して規定すること等により、その連携・協力を強化し、もって健全な職場環境と労働者である加入者の健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、労働者である加入者の健康の保持増進を図るため、次に掲げる事項に関する連携・協力を行うこととする。

- （1）加入事業所から乙への健康診断データの提供の促進に関すること
- （2）健康の保持増進に関する周知啓発資料の配布など広報事業に関すること
- （3）メンタルヘルス対策支援など保健事業に関すること
- （4）その他、健康の保持増進を図るために必要な事項に関すること

2 甲は、乙と連携・協力して行う前項各号に掲げる事項について、別表に定める関係機関に行わせることができる。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により相手側から知り得た秘密および個人情報について、当該相手方の事前の承諾なく漏えいし、又は労働者である加入者の健康の保持増進以外の目的のために利用してはならない。

本協定が解除された後も同様とする。

2 前項は、第2条第2項により関係機関に行わせる場合において、当該関係機関に提供するときは、適用しない。

3 甲は、前項による提供が行われるときは、当該提供先の関係機関が第1項と同等の措置を講じるよう確保するものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。  
ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも終了の申し出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更・解除)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更若しくは解除を申し出たときは、双方の協議により、本協定を変更若しくは解除することができる。  
2 甲及び乙は、相手方が法令又は本協定のいずれかに違反していることが判明した場合は、本協定を解除することができる。

(疑義等の解決)

第6条 本協定の定めのない事項又は本協定に関する疑義については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月20日

甲 滋賀県大津市御幸町6-6  
滋賀労働局  
局長

乙 滋賀県大津市梅林1-3-10  
全国健康保険協会滋賀支部  
支部長

(別表) 関係機関

大津労働基準監督署  
彦根労働基準監督署  
東近江労働基準監督署